

番号	意見	市の考え方	条例(案)の修正
1	<p>[意見...] 制定される事、大賛成です。……愛犬家より</p> <p>たたき台の内容</p> <p>(4)責務事項 飼い主は… 犬の飼い主は… 飼い主は… この文面で大賛成です。が</p> <p>(2)禁止事項 市内全域での公共の場所等(公共のよう…)より 市内全域(自分の土地以外) の方が「短く簡潔」ですが、いかがですか。</p> <p>それから、隣接する市にも呼びかけたいものですね。</p>	<p>公共の場所等に代わって、市内全域(自分の土地以外)と規定した場合、自己の所有地、借地、管理地等、土地利用の態様は様々で「自分の土地」を一概に規定することは困難です。</p>	なし
2	<p>よろしく願います。 今般このような規制に関しての規定が上程されたことは、非常に喜ばしいことです。 しかしながら、この規定案には手緩さがあると感じております。 タバコのポイ捨てと同様に環境面だけではなく、さまざまな弊害があることを訴えたとともに提案したいと思います。</p> <p>飼い主のモラルが非常に低い。 1)通勤、通学時間帯に犬の散歩はしないという認識がない。 特に朝の通勤、通学時間帯には、歩行者、自転車、車が頻りに往来している中、リードを長くして平然と、かつ狭い道路を占領して散歩しそのあたりで糞尿をさせ、きれいに後片付けをしていかない。犬を飼う資格の前に、市民としての資格の欠如を認識してほしい。 犬は税金を納めていないのだということを意識していない。啓蒙してください。 2)自分の家から離れた場所に犬の散歩に来ている方が私の家の前の道路(かなり狭い)に朝夕、数10人おります。 私の家の門の道路を挟んだ草地で犬の糞尿をさせて、そのまま立ち去る人、シャベルで探って先へ投げる人、シャベルで埋める人及び極めて少数ですが持ち帰る人がいます。 その土地は、現在区画整理のため代替地としてURに貸している私の土地なのです。(換地措置) 3)見かけたときに注意をしています、睨みかえす方もかなりいます。 私の土地だとは今は言えない状況ではありますが、区画整理が完了して換地措置が解けたときには私の土地は犬の糞尿だらけの土地となっていることでしょう。</p> <p>コメント(提案) 1)規定案にあった「公共の場所等(公共の用に供する場所及び他人の土地等)へのふんの放置の禁止」ではなく「自分の土地以外の場所への糞の放置(埋めたり、放り投げたりを含む)の禁止」とすべきです。 これでないと、場所の特定が不明確です。</p> <p>2)過料について 禁止事項の から だけでなく、「責務事項を遵守しなかった時」を(3)項に追加すること。 なお、「責務事項」を条例ではどのような扱いとしているのでしょうか？ただ守りなさいでは、あっても無意味です。「指導し勧告に従わなければ」とあるが、誰が指導し、勧告するのでしょうか。また、どういう場面で指導勧告するのでしょうか。被害にあった人からの通報(証拠写真等含む)の手順を明確に付け加えてほしい。 最後に、通学路には犬の散歩そのものを通行禁止としてほしい。 糞尿の存在する道で、児童が道草等で草や花などを触るのです。これは環境というより健康被害と言うべきですよ。</p>	<p>コメント(提案)</p> <p>1)について 公共の場所等に代わって、市内全域(自分の土地以外)と規定した場合、自己の所有地、借地、管理地等、土地利用の態様は様々で「自分の土地」を一概に規定することは困難です。</p> <p>2)について 責務事項が遵守されなかった場合についての罰則は設けません。罰則に値すべきものは第8条で規定してあります。「責務事項」は真摯に受け止めてもらいマナー向上に努めていただくために規定したものです。 また、どういう場面で指導勧告するのかについては、市職員がパトロール中に条例違反行為を現地確認した際に実施していく方針です。 市民の方が現場を目撃した場合の通報という手段は条例上明記しませんが、写真等により行為者が明らかに特定できるようなものがあれば、市が行為者に直接指導、勧告を行うという手続きを周知していきます。 なお、現場を目撃したとの連絡があれば、その現場周辺のパトロールを強化していきますので、市民の皆様のご協力をお願いします。 また、通学路は児童が安全に登下校するための道路を指定したものにすぎず、犬の散歩を理由として通行を禁止にすることは、難しいと考えます。</p>	なし
3	<p>「犬のふん放置」を読んで 犬にフン尿をされないためにへいを塗装したのですが、次の日から堂々と尿をさせて行く人がいます。</p> <p>一、ペットボトル・板などをおいてもその上から！ 二、犬のおしりを紙でふき、その紙を道路に捨てていく！</p>	<p>飼い主のマナー向上が図られるように第7条で飼い主の責務を規定しましたので、これに基づき飼い主への条例の遵守を徹底してまいります。</p>	なし

<p>三、一人で三匹もの犬をあやつりながら通る人！ 四、夏になると「ミミズ」がブロックから顔を出す始末！ 五、たばこを吸いながら犬と散歩をし、火のついたまま捨て帰って行く男の人！</p> <p>毎夕へいに水をかける仕事かふえました。困ったものです。罰則規定賛成です。</p>		なし
<p>4</p> <p>犬の糞の件ですが猫の糞にとっても困っています。 猫は放し飼いが多く飼主も特定しにくくゴミも荒らされ猫の飼主にも厳しく注意してほしい。 猫を避けようとしたドライバーが事故を起こしそうになったのも見えています。</p>	<p>第7条「飼い主の責務」では、猫の飼い主の責務も含め規定しております。これに基づき猫の飼い主に対しても広報やポスターの掲示、さらには動物病院等にチラシを置くなどして条例遵守を徹底してまいります。</p>	なし
<p>5</p> <p>今回の改訂(案)は路上喫煙の罰則の強化及び飼い犬のふんの放置への罰則の新設を追加されている点につきましては、大いに賛成するところですが、気になるところが数点ありましたので、以下に意見として述べさせていただきます。</p> <p>1. 第1条で「空き缶等の」を削除したことによって、何のポイ捨てかわからなくなってしまった。 また、第2条の用語の定義で(2)空き缶等が定義づけられているが、第1条の条文から肝心の「空き缶等」が削除されているのは、何の定義付けかわからない。 (「空き缶等」の用語が、第2条の用語の定義以外の条文に存在しないため) おそらく、単純ミスと思われるので、従来どおり第1条に「空き缶等の」を記載し「この条例における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。」となるのではないかと、ポイ捨ての意味がわかるようにしてほしい。</p> <p>2. 第2条の条文の書き方がわかりにくい。 それは、「次の各号に掲げる」と「当該各号に定める」が、重複しているためであり、単純明快に表現すれば、「この条例における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。」となるのではないかと、どうか、一般市民にも分かるよう、単純明快な表現に努めてほしい。</p> <p>3. 第2条(2)空き缶等の用語の定義で、「…投棄される事によりごみの散乱の原因となるものをいう。」と結んでいるが、「たばこの吸殻」はただ単にごみの散乱だけではなく、火がついている場合(この場合が多い)は火災の原因にもなる危険なものであるため、以下の赤字のように追記してほしい。 「…投棄されることにより、ごみ散乱や火災の原因となるものをいう。」</p> <p>4. 第3条に(市の責務)として「…飼い主による動物のふん尿の放置の防止に関する施策を策定し、…」、また第7条に(飼い主の責務)として第1項に「飼い主は、自らが所有し、または占有する動物のふん尿により公共の場所等を汚したときは、直ちに悪臭の防止等衛生上必要な措置を講じなければならない」との条文を新設されたが、これらの条文について、以下に意見を述べたい。</p> <p>(1) 第3条の解説によれば、この背景として「犬だけでなく特に猫の被害が多い」と記されていて、その対策に「尿」が追加されたように思われ、また第7条の解説には「排尿は水入りのペットボトル等を携行し、直ちに量に応じて適宜水で洗い流すことを義務付けた」とあるが、猫のふん尿放置防止のためにこれらの条文を新設したとすれば、すべての飼い猫に紐をつけ、飼い主がそれを持って散歩させねば遵守できないという、実施不可能なそして滑稽な条文となる。したがって、このペットボトル対策は、「飼い犬」の散歩時の対策と取られるのが自然であろう。 とすると、飼い主はふんの後片付けは当たり前(違反の罰則は大賛成)であるが、散歩のときにペットボトルも携行して、犬の尿のときにその都度水で洗い流さないとならない義務を負うことになる。 (現在のところ罰則の条文案はないが) これには以下の問題点がある。</p> <p>犬の尿にはふんと違ってばい菌が存在せず、八エがたかることもない。 つまり、神経質になるほど不衛生ではない。 犬は猫と違い、他家の庭などではなく、大体草むらや道端、電柱の基に尿をするが、この場所の匂いを気にする人はまずいないだろう。 犬は、なんのために尿をするか、もちろん排尿そのものも目的だが、目印となる匂い付けのためである(もちろん犬同士が分かる程度の微量な匂いだが)。それをすぐに水で洗い流すことは、犬の目印を喪失させ、万が一の時の帰り道をわからなくさせてしまう行為である。 外国や国内のほかの自治体で、犬の尿の後始末まで条例で規制しているところがあるのか伺いたい。 これほど神経質な条例は聞いたことがないので。</p> <p>以上の問題点より、犬のふんの後始末は大賛成であり、即刻条例を施行すべきと思うが、これに乗じて尿の後始末までを条例に加えるのは神経質すぎ拙速というべきであり、もう少し犬の飼い主や市民の意見を聞いてからにしたらどうか。</p>	<p>1. 「空き缶等の」を記載しポイ捨ての意味がわかるようにしてほしいとの意見ですが、第2条第3号の「ポイ捨て」の定義に空き缶等が含まれているので、あえて第1条のポイ捨ての前に空き缶等を明記する必要はないものと考えております。 なお、目的と条文の整合性を精査したところ、第1条(目的)の条文中の「飼い犬のふんの放置」を「飼い主による動物のふん尿の放置等」に修正いたします。</p> <p>2. 「第2条の条文の書き方が分かりにくい」とのご意見ですが、法令用語上、「次の各号に掲げる」とは条文内の用語を指定し、「当該各号に定める」とはその用語を定義する意味で使われていますので修正は考えておりません。</p> <p>3. たばこの吸殻の投棄など「火災の原因となるもの」を追記してほしいという意見ですが、本条例は直接火災防止を目的としたものではないこと、また、たばこの吸殻に火がついている場合も「たばこの吸殻」に含まれることから、「空き缶等」の定義にあえて「火災の原因となるもの」を追加する必要はないものと考えております。</p> <p>4. 犬や猫が他人の家の門等に尿をすることに対する苦情もあることから、この度ふん尿の処理と併せて条例化を図り、飼い主の責務として規定したものです。 また、参考資料として添付した解説の中で衛生上必要な措置の一例としてペットボトルの携行を記載したものです。 なお、犬の尿の処理を条例で飼い主の責務と規定している自治体は、草加市・野田市があります。</p>	<p>あり</p> <p>第1条(目的)の条文中、「飼い犬のふんの放置」を「飼い主による動物のふん尿の放置等」に修正</p>

	<p>そうでないと、犬の飼い主の大多数は納得せず、条例化してもただの画餅となってしまう可能性があると思えるからだ。 まずできることから始める(犬のふんの後始末から始める)という、基本に戻って再検討して欲しい。</p>		
6	<p>「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の一部を改正する条例(案)、新旧対照表P3, 8条(2)に関して」路上喫煙防止重点区域外では、歩行しながらの喫煙はだめだが、歩いてない状態(立ち止まっている状態)での喫煙はよいのでしょうか。つまり、路上喫煙防止重点区域外では喫煙所じゃなくても携帯灰皿さえ持っていれば、立ち止まった状態ならば喫煙可能ということですか？できれば全面的に喫煙所以外は禁煙にしてほしいです。また、TXの改札を出てすぐ右手の階段を降りる手前のところで喫煙している人が相変わらず多いです。また、その階段途中で喫煙している人も多いです。さらに、階段下の喫煙所に向かう途中で、階段で歩きながらタバコに火をつける人がかなりいます。TXの改札から階段まではタバコを吸わない人の導線でもあります。そこで喫煙されるのは本当に腹立たしいです。見た目的にはあまりきれいではないかもしれませんが、階段の壁面や、階段途中の座れる部分にも「禁煙」のステッカーやペイントを施してもらえないでしょうか。</p>	<p>一点目の路上喫煙防止重点区域外での喫煙については、ご指摘のとおり現行の条例では、立ち止まり、携帯灰皿を利用して喫煙することは可能です。 この条例では歩行者等の安全の確保及びポイ捨てを防止するために路上喫煙を禁じたものであり、喫煙それ自体を禁じる趣旨ではないので、本条例により市内全域を禁煙にすることは考えておりません。</p> <p>二点目については、流山おおたかの森駅にかかるご提案と思われませんが、市としては駅周辺でのパトロールや路上喫煙防止キャンペーンを実施しており、今後も啓発活動に努めてまいります。</p>	なし
7	<p>「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」について。 改正に対して第7条関係は犬に限るのでしょうか？我家では御近所の猫に困っています。 猫は犬と違って飼い犬と一緒に散歩に行くのではなく放し飼いにしています。自宅の庭や玄関前にふんをしたりして困っています。また、どこかでねずみをつかまえてきては庭に放置していきたいへん不衛生です。庭で自分の家のように日なたぼっこをして(このぐらいいはまだ許せますが)見つけてもまったく動こうとしないこともよくあります。ホームセンターで猫よけの薬剤を買ってもききめがありません。 ぜひ犬だけでなく猫の飼い主に対しても責任ある飼い方をしていただけるように一文を付け加えていただきたいです。よろしく願いいたします。</p>	<p>第7条第1項の動物のふん尿には猫も含めて飼い主の責務を規定したものですので、追記することは考えておりません。</p>	なし
8	<p>7条関係責務事項 飼い主は動物のふん尿により公共の場所を汚したときは、直ちにふんは持ち帰り、排尿は水で洗い流すなど必要な措置を講じなければなりません。…</p> <p>家内が数日前、飼犬を散歩させている際、道端の草地に犬がマーキングをしたら道路向かいの住人より「排尿させるな！」と怒鳴られてしまいました。 当人の敷地でない所であって空き地であれば排尿させても問題無いと考えます。 上記解説文を完璧に遵守するには市民全員が、糞入れと水を携行して散歩する必要があります。 万一其処までしても洗い流しが不足と指摘を受けて怒鳴られるはめになると考えます。 非常に不愉快な思いを抱きます。 基本は、あくまで市の環境保護とマナーの遵守であります。 「排尿の対応表現」は拡大解釈を防止する意味で再検討を願いたい。</p> <p>その他責務関係 のように飼い主に対し責務を課す条例を増やすばかりでなく、ペットと楽しく共生できる環境を創る施策を考慮戴きたい。 提案 空き地・山林を利用したドッグランの開設 地主に対する税金の優遇 飼い主ボランティアによる運営管理推進と助成 これ以上の山林減少・消滅を防止し緑の流山市を維持しましょう。</p> <p>以上</p>	<p>犬や猫が他人の家の門等に尿をすることに対する苦情もあることから、この度ふんの処理と併せて条例化を図り、飼い主の責務として規定したものです。 また、ドッグランの設置や土地所有者及び運営者への税金優遇措置等については考えておりません。</p>	なし
9	<p>犬のフン尿放置について… 西初石3丁目に住んでいる者です。『犬のフン尿放置に罰則規定』大賛成です。 私は、35年前に室内犬を飼ってました。小学校6年の卒業式の朝に亡くなって以来、犬は飼っていません。 当時は、室内外・大型中型小型犬を飼って居る家庭が少なく、野良犬に怯える子供も多くありました。 野良犬に怯え、小学校帰宅中の生徒が道端で泣き、通りがかりのご婦人が見兼ねて、自転車の後ろに乗せ、その生徒さんの自宅前迄、送ってくれた…という話しも、自分が小学生の時に聞きました。 又、自分が幼稚園児の時、近所の友達の家(一分も掛からない距離)に遊びに行く途中… 首輪を外した『ダルメシアン』の成犬が飛び出してきて、横っ腹を噛まれた俛、どぶに落とされ、恐怖と痛さで、大泣き致しました。だからこそ、自宅で飼っていた室内犬のフン尿は、庭で行ってました。 昨今…何でも購入できる時代になった…と共に、飼い主のモラル低下が、大変目立ちます。 西初石三丁目には、小・中・高と学校が有ります。車道と歩道の間には、沿石が有り学生さん達は、沿石の内側…歩道を小学生・中学生は歩いて、学校に登下校をします。 その沿石内側の歩道に本日12月25日…</p>	<p>ご意見の通り、マナーの悪い飼い主が増えてきたため、今回の条例改正を行い、飼い主の一層のマナー向上を図ってまいります。</p>	なし

	<p>大きな犬のフンの固まりが、有りました。自分は朝、外出した時に気付き、フンを避けて通り過ぎました。が、自宅に帰宅する途中、部活動を終えた中学生三人が、フンが有る事を知らず、フンを踏みそうになったので、思わず『危ない！ストップ！』と言い、指でフンを指し知らせました。三人共、フンを踏まずに済み『有難うございます。』と、一礼をし礼儀正しい生徒さん達でした。思春期の男子学生さん達でしたが、御礼をきちんと言う常識ある行動でした。それと比べると、歩道に犬のフンを残した俣、去っていかれた飼い主には、呆れます。フン尿を垂れ流した俣、悪臭を放し…きちんと歩道を歩いて学校に行く生徒さん達が、フンを踏む…納得出来ません。フンを踏み驚いて車道に出た途端、交通事故にでも逢ったら、最悪です。場所関係無く、犬のフン尿の後始末は、飼い主が責任を持って行うべきです。人間の赤ちゃんが、オムツの中で、便・尿をしたら親は、お尻を洗い新しいオムツに変えるのと同じです。幼稚園児でも、トイレに行ったら、水を流します。犬自身は出来ないのだから、飼い主が責任を持って、尿をしたら水を流し、フンをしたら自宅に持ち帰る。スコップで、土をフンの上にかける…のでは無く！必ず、持ち帰る。それは、当たり前行為です。それが出来ないのなら、罰則規定を受けるか、犬を飼わないか…の、どちらかだと、思います。</p>		なし
10	<p>結論 私は約10年中型犬を飼っているが、排尿は緊急時は庭で排便は朝夕の散歩時にしている。必ず紙とビニール袋、収納バッグを持参し持ち帰っている。他のワンちゃんの放置されたものを見ると非常に不快で腹立たしく感じていた。従って、本条例改正に賛成します。ただ、罰則を設けただけでは仲々効果があがらないように思え若干の提案をしたい。</p> <p>背景 犬のふんの放置はペットブームで多くの市民が犬を飼い散歩させる中でのマナー低下が一因であろうが、その他、A、多頭飼い一人で手が回らない。B、早朝・夜間に散歩する人で暗いことや人目がないから放置。C、スコップだけ持つ人がいるが、道路など硬い、掘れない場所で排便することも多いはずで、今は土を掘るのは無理である。D、子供が連れてる時、放置しないよう教える必要がある。などが考えられる。</p> <p>提案 1. まず「処理用バッグ」を持ってもらうため、 ・市内の「ペットショップ」「ペットクリニック」の協力を得て、放置禁止チラシを置かせてもらう。 ・ペットショップにかわいい「処理用バッグ」を参考展示してもらいPR。 2. マナー講座を月一回くらい「広報ながれやま」に掲載。 3. 子供の理解を深めるために学校でPR。又ポスターを作ってもらおう。 4. 自治会で防犯と兼ねた見回りができたらよい。</p> <p>以上、多くの市民は理解されるはずなので、罰則だけでなくノウハウを高められるよう、啓発に注力いただければと思います。</p>	<p>ご提案の通り、ペットショップ、動物病院等でのチラシの配布やポスターの掲示、さらにパトロールや広報等により啓発に努めてまいります。</p>	なし

*「流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の一部を改正する条例(案)」について市民の皆様からのご意見を募集したところ、多数の意見を提出していただきました。今後条例の施行にあたって参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。